

秘密管理性の肯否の基準と その実務的対応

会員・弁護士 白木 裕一



目次

- 1 はじめに
- 2 秘密管理性が争点となり肯定された最近の裁判例（平成19年～平成23年2月末）
- 3 裁判例の分析
- 4 まとめ（実務的対応）

1 はじめに

対象となる情報が、不正競争防止法により保護されるためには、①秘密管理性②有用性③非公知性の要件を充足し、「営業秘密」（第2条6項）に該当することが必要である。

上記3つの要件のうち裁判上一番問題となることが多いのが①秘密管理性の要件であるが、秘密管理性が肯定された裁判例は、統計的に見て多くはない⁽¹⁾。

これは、ノックスエンタテインメント事件⁽²⁾や高周波電源装置事件⁽³⁾等の多くの裁判例において、情報管理方法の一部の要素（例 秘密の表示、施設の管理、媒体の保管・管理等）が欠如していることを理由に秘密管理性が否定されてきたことに起因しているものと思われる。

しかしながら、平成19年から殊に平成22年度に入ってから、従来は、上記情報管理の一部の要素を欠いているため、秘密管理性の存在が当然に否定されたと思われる事案についても秘密管理性が肯定される裁判例が現れ始めた。

この点、営業秘密管理指針（平成22年4月29日再改訂）は、以下の通り、裁判例においては、諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理方法が実施されていたか否かという観点から、秘密管理性につき判断されてきたと分析している（同指針28頁②）。

「裁判例では、営業秘密の管理についての肯定的な要素の積み重ねが秘密管理性の認定につながっているが、事業者の規模や組織形態、情報の保管状態等の状況は多種多様であることから、前記①に見た肯定的な要素になる管理方法をすべて実施しない限り、秘密管

理性が否定されて営業秘密として認められないものではない。

…また、裁判例においては、実際に講じられていた秘密管理方法に加えて、事業規模、業種、高度の秘密管理性が認められる情報であること（当該情報の性質、内容上、その保有企業の属する業界の一般的な慣行に照らして秘密情報として扱うことが当然とされるもの）、侵害態様、侵害者の属性等の諸般の事情を総合考慮することによって、秘密管理体制の合理性の有無を判断する傾向にあると考えられる。」

では、裁判例が拾い上げてきた諸般の事情とは何を指すのか、また、秘密管理体制が合理的か否かとは、どのように判断するのか。

営業秘密管理指針は、各企業の営業秘密の流出を可及的に予防するという第一次的な役割から、秘密管理の実施に向けた望ましい管理方法を詳細かつ具体的に紹介しているものの、情報管理の一部に不備が認められる場合に、裁判所がいかなる事情を拾い上げ、秘密管理体制が合理的と判断をしているのかについては明らかにしていない。

本稿は、平成19年から平成23年2月末までの秘密管理性が肯定された裁判例を分析・考察し、上記素朴な問いかけに対する一定の回答を導こうとするものである。

2 秘密管理性が争点となり肯定された最近の裁判例（平成19年～平成23年2月末）⁽⁴⁾

2.1 水門開閉装置減速装置事件（平成19年5月24日大阪地裁判決）

(1) 事案の概要

水門開閉装置用の減速機の製造販売を行っているX社が、従業員であったY1及びY2が退職後Y社を設立し、X社と競業行為を行ったことについて、X社がY1らに対しX社から示された企業情報（組立図、部

品図および機械効率のデータ)を不正の利益を得る目的でY社に開示し(不正競争防止法2条1項7号),Y社は,その営業秘密を用いて営業活動を行った等の主張を行い,損害賠償請求を行った事案。

(2) 秘密管理性に関する判示事項

① 部品図(水門開閉機用減速機を構成する各部品の図面・手書図面とCAD図面)

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) 製品のクレーム対応等のために顧客から部品図の交付が求められたときには,設計課の責任者の了解を得ることになっていた。
- 2) X社が部品を外注するために外注先に部品図を交付するときには,それが営業秘密であるとの前提で交付していた。

イ 管理の不備に関する事情

- 1) 手書図面は,スキャナーによって電子情報化され,原告の技術設計課のサーバー内の図面管理システムに保存されているが,営業担当の職員も各人のパソコンから自由にアクセスすることができた。
- 2) CAD図面では,紙媒体と電子データの双方の態様で保存されており,無施錠の棚に保管され,設計課の従業員だけでなく,他の部署の者でも閲覧し,コピーできた。

電子データは,技術設計課の職員は同サーバーに自由にアクセスしてこれを閲覧することができ,また,営業担当の職員のうち特定の者もアクセスすることができた。

- 3) いずれの図面も営業秘密である旨の表示がされていなかった。
- 4) 顧客に部品図を渡す際には,特に秘密保持の契約を締結したり,部品図が営業秘密である旨の注意を促すことはなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は,1)部品図は,顧客の求めがあっても当然には交付せず,設計課の責任者であるY2の了解を必要としていたことから,部品図を秘密とすることを社内的に認識させる措置をとっていた。2)また,自社の施工納入した製品に使用された部品の図面をむやみに他に開示するとは考えがたいことから,顧客との関係で特段の秘密保持措置が講じられていなかったとしても部品図を秘密とする旨を従業員が認識できなかったとはいえないとして秘密管理性を肯定した。

② 機械効率のデータ(温度負荷率等の条件変化に伴う機械効率の変化を示すデータ)

ア 秘密管理性を基礎づける事情

データは,顧客から求められても交付せず,その際には,顧客向けの特定の製品についての,温度や負荷の条件に応じた機械効率の計算式を交付していた(現に,X社の取引先がデータの交付を求めたものの,Y2が機密を理由に断ったことがあった)。

イ 管理の不備に関連する事情

- 1) X社の技術設計課の無施錠の棚にファイル保管されており,設計管理課の従業員であれば誰でも閲覧することができた。
- 2) 営業秘密であるとの表示もなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は,機械効率データが保管されている技術部設計課の長であるY2において顧客から求められても提出しない扱いとしていること(部下にも同様の扱いをさせていたと推認)から同データの秘密管理性を認めた。

2.2 バック販売営業秘密控訴事件(平成20年7月18日大阪高裁判決)

(1) 事案の概要

X社が元従業員であったBがX社の営業秘密(バックの販売先業者名,販売数量,販売価格,仕入価格,利益額等)を同業他社であるY社に不正の目的で開示し,Y社がこれを悪意又は重大な過失をもって使用したとして,①Y社に対しては不正競争防止法2条1項8号・3条1,2項に基づき,Y社製品の製造販売の差止め及び廃棄を求めるとともに同法2条1項8号・4条又は不法行為に基づき損害賠償を求め②Bに対しては同法2条1項7号・4条,債務不履行及び不法行為に基づき損害賠償請求を行った事案。

(2) 秘密管理性に関する判示事項

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) X社は,Bが従業員を引き抜いて独立する動きがあるとの報告を受けて,これを防ぐために誓約書を作成させ,Bが署名・押印するに際しては控訴人の取引先を同業他社に紹介して営業秘密が漏れた例を挙げてかかる事態を防ぐ必要があると説明を行った。
- 2) 本件営業情報は,それ自体競合会社に知られるとX社に多大の損害を与える可能性のある情報であっ

た。

3) X社は、上記誓約書を作成したころに同様の書面を上記秘密事項を知りうる立場にある営業関係にある従業員全員に本件誓約書と同じ体裁の書面を作成させて秘密保持義務を課した。

イ 管理の不備に関する事情

Bが提出したX社に対する誓約書には、X社宛てに、「…①会社の推進する業務は独自性のものが多く外秘とする事が多々あります。従って外部に漏らしたり同業他社への助言は致しません。②万が一、意思の疎通及び何等かの形で退社せざる得なかった場合においても当社の秘密事項は漏らしません。…」との記載があるものの、本件営業情報を秘密事項する旨の記載はなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、上記誓約書が特殊状況下で作成されたことに鑑み、「(誓約書記載の)当社の秘密事項とは、X社が在職中ないし退職後に同業他社を設立ないし転職するなどしてX社と競業しその顧客を奪取する等、競争上不利な立場に立たされることに繋がる情報を指し、本件営業情報もこれに含まれる。また、秘密事項を知りうる立場にある営業関係にある従業員全員に本件誓約書と同じ体裁の書面を作成させて秘密保持義務を課すことで従業員との関係で客観的に認識できる程度に對外的に漏出しないように上記営業情報が秘密として管理されていた」旨認定した。

2. 3 産業用ロボットシステム営業秘密事件 (平成20年3月13日名古屋地裁判決)

(1) 事案の概要

アルカダイカスト製品の取り出しロボットシステム等につき国内有数のシェアを有するX社が、同業他社であるY1及びY2に対して原告の元従業員である被告Y3及び被告Y4を通じて技術情報(プライスリスト及びCADデータ等)を不正に取得し使用したと主張して、不正競争防止法2条1項7号、8号、3条、4条に基づいてプライスリスト及び設計図等の使用差し止めとその廃棄及び損害賠償を求めた事案。

(2) 秘密管理性に関する判示事項

① プライスリスト(ロボットシステムの部品構成や仕入れ金額等が記録された明細表)

ア 秘密管理性を基礎づける事情

1) プライスリストは、X社の調達部、営業部及び機

械設計部の者しかアクセスできず、アクセスする際にはパスワード入力が必要であり、印刷する際には、部門責任者の許可を要するものとされていた。

2) プライスリストは、機械製造メーカーにとって一般的に重要であることが明らかな仕入原価等の情報が記載されている。

3) プライスリストの外部への提示や持ち出しが許されていなかった。

イ 管理の不備に関する事情

1) データが保存されているパソコンのパスワードが変更されることなく、パソコン上にパスワードを記載した付箋があった。

2) 秘密管理の方法を定めたマニュアルがなく印刷したものに「社外秘」等の押印をする取り決めがなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、上記アの事情が認められる以上、上記イの事情があるからといって従業員にとって営業秘密であることは、客観的に認識することができることと認定した。

② 本件設計図等(バリ取りツール図面(以下、「本件設計図」という。)、設計CADデータ及び表データ)ア 秘密管理性を基礎づける事情

1) 本件設計図は、設計室内のキャビネットに保管され、設計部門以外の者が設計室内に持ち出す場合には、管理台帳への記入が求められていた。

2) CADシステムで作成された設計データ及び表データは、すべてコンピューターのサーバーに保管され、そのデータにアクセスできる端末を技術部門に限定し、アクセスできる者を技術部門の者に限定している。

3) 本設計図の原図のコピーを交付するような外注先・仕入先との間で一部「秘密保持に関する念書」を取り交わしていた。

4) 本設計図及び設計データ等には機械製造メーカーにとって一般的に重要であることが明らかなロボットの設計・製造に係る技術情報が記載されている。

イ 管理の不備に関する事情

1) 得意先に交付する取扱説明書には、設計図等と同様のロボットシステムの組図が添付されており、得意先に対して、同取扱説明書を秘密にするように申し入れたり守秘義務契約を締結していなかった。

2) 取引先に対して設計図のコピーやCADデータを

提供することがあった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、「上記イの事情が認められるからといって仕入先や取引先に対しては設計図等を提供した目的以外の用途にこれを用いることまでを許諾したものとは認められない。また、従業員において、仕入先や得意先に対して求められる情報管理がその程度緩やかなものでよいと認識することになるとしても、設計図等が営業秘密であって自己または第三者のために流用することが許されないという認識又は認識可能性が失われるものではない」旨判示している。

2. 4 出会い系サイト営業秘密事件（平成 20 年 6 月 12 日大阪地裁判決）

(1) 事案の概要

出会い系サイトを経営する X 1 社及び X 2 社は、①元従業員であった P 1 及び Y 3 は、X 1 社及び X 2 社から示され又は不正に取得した顧客情報を、不正の利益を得る目的で同業他社である被告 Y 1 並びにその従業員である被告 Y 2 及び Y 4 に開示し、Y 1 らは、共謀の上、上記顧客情報を用いて出会い系サイトの営業活動を行った、② P 1 及び被告 Y 3 は、出会い系用携帯電話サイト構築のためのプログラムを不正に取得し、被告 Y 1 らは、共謀の上、同プログラムを用いて出会い系サイトの営業活動を行ったと主張し、Y 1 らに対し損害賠償請求を求めた事案。

(2) 秘密管理性に関する判示事項

① 本件プログラム（会員制のインターネット掲示板プログラム）

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) 本件プログラムは、X 1 が契約しているインターネットサーバー内に格納されていた。
- 2) 本件プログラムをダウンロードするためには、サーバーへログインするための ID とパスワードが必要でありそれを有していたのは、X 1・X 2 の代表者と P 2 のみであった。
- 3) X 1 は、合計 4 社と本件プログラムの使用許諾契約を締結していたが、そこでは、被許諾者は、使用料を支払うこと、使用权の譲渡又は再使用の許諾、プログラムの化体した物等の複製等の禁止、指定されたサーバーの設置場所以外のプログラムの使用や移動の禁止が規定されていた。

イ 管理の不備に関する事情

ID とパスワードの紙片を机に入れていることがあり、また、パソコンを入れたまま離席することがあった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は（イの事情が認められるとしても）X 社内でもアクセスできる従業員を制限している取り扱いをしていることには変わりはないと判示し、秘密管理性を認定した。

② 顧客データ（会員登録した顧客のメールアドレスや会員の入金額等の会員情報）

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) サイト利用者に関する情報（本件顧客データも含む。）は、X 1 が契約しているインターネットサーバー内に格納されていた。
- 2) 本件顧客データのうち、会員登録された顧客のメールアドレスは、勧誘メールや返信メールを送信する宛先となるメールアドレスであり、また、会員の入金額、所有ポイント及び入力前ポイントからは、当該会員がサイトを利用する程度を知ることができる。
- 3) 従業員には ID とパスワードが与えられており社内のパソコンから本件顧客データを含むデータベースにアクセスするのは ID とパスワードが必要であった。

イ 管理不備に関する事情

- 1) 社内において（本件顧客データを含む）会員のデータベースにアクセスできる者が制限されていなかった。
- 2) 複数のアルバイト従業員で 1 つの ID やパスワードを共有しており、ID 及びパスワードを記載した紙を入力用のパソコンのところに貼って使用していた。
- 3) 入力担当のアルバイトが退職したものの ID やパスワードの変更はなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、「イ 1）従業員に ID とパスワードが与えられ、それなしには会員のデータベースにアクセスすることができない措置がとられていた以上、従業員にとっては、会員のデータベース中の情報の ID とパスワードを知らない者（非従業員）に対しては秘密とする意思を有していると認識しうるだけの措置をとっていた。イ 2）3）の状態があったとしても、常態化し

てかつ原告ら代表者らがそれを知りながら放置し、結果、原告らにおける ID やパスワードが有名無実化していたというような事情がない限り、なお、秘密管理性を認めるに妨げない。」と判示し、秘密管理性を肯定している。

2. 5 PC プラント営業秘密事件（平成 22 年 3 月 30 日東京地裁判決）

(1) 事案の概要

出光石油化学株式会社（以下、「出光石油化学」という。）を吸収合併した X 社は、A 社及び B 社が共同して出光石油化学が保有する営業秘密であるポリカーボネイト樹脂（PC）製造装置（PC プラント）に関する各図面及び図表に記載された情報（以下、「本件情報」という。）を出光石油化学の従業員をして不正に開示させて取得し、その取得した本件情報を中国の企業に開示した行為が不正競争防止法 2 条 1 項 8 号の不正競争行為又は民法 709 条の不法行為に該当するとして上記各図面及び図表が記録された記録媒体の廃棄、同法 4 条に基づく損害賠償を求めた事案。

(2) 秘密管理性に関する裁判所の判示事項

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) 本件情報の各図面及び図表並びにその電子データ（CAD データ）が記録されたフロッピーディスクが工場の計器室内のロッカーに保管されており、同計器室の建物出入口の扉に「関係者立入禁止」の表示があった。
- 2) ロッカー内の上記フロッピーディスクが入れられたケースの表面に持ち出しを禁止する旨が記載されたシールが貼付されていた。
- 3) 工場の構内に入出入りする際には、守衛が駐在する詰所で入構手続きをとる必要があり、許可のない者が入構できなかった。
- 4) 本件情報が、世界的に見ても稀少といえる、X 社及び出光石油化学が独自に開発した PC 樹脂の製造技術に基づいて設計された PC プラントの具体的な設計情報であり、その性質上、従業員であれば、秘密性が高い情報であることを一般的に認識していた。

イ 管理の不備に関する事情

- 1) 計器室には特別の監視装置がなかった。
- 2) 鍵のかけられていないロッカーから容易にケースごと本件情報が記録されたフロッピーを持ち去られ

る危険があった。

- 3) フロッピーディスクから所要の情報を画面上に出し印刷する操作を許容された従業員の範囲及び暗証番号等の規定が不明だった。
- 4) 従業員が必要箇所を含む書類 1 冊を持ち出して工場現場まで持ち込む際のチェック及び工場内に持ち込んで必要箇所をコピーし、その書類を返還する場合の手続きが不明である。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、イの問題点があるとしても、「本件情報は、従業員以外の者はそもそもアクセスすることができず、従業員であっても特定の関係者以外は、アクセスが制限され、アクセスした従業員においてもそれが秘密情報であることが認識しうる状況で管理されていた」旨判示し、本件情報の秘密管理性を肯定した。

2. 6 電話占い営業秘密事件（平成 22 年 6 月 8 日大阪地裁判決）

(1) 事案の概要

電話占い業を営む X は、X の受付業務等に従事していた E 及び X と業務請負契約を締結して X の顧客に対して電話による占い鑑定をしていた Y 1 らが共謀して、E において X の顧客情報を持ち出した上、E が代表を務める Y 2 社が本件顧客情報⁵⁾を用いて電話占い業を営み、Y 1 らも Y 2 社と業務請負契約を締結して電話による占い鑑定をしているとして、不正競争防止法 3 条（2 条 1 項 5 号、6 号、8 号又は 9 号）に基づき、本件顧客情報を用いた営業の差止め、本件顧客情報が記録された記録媒体の廃棄、及び X Y 1 間で締結された業務請負契約上の顧客接触情報漏洩禁止義務等に違反したとして契約上の違約金の支払いを求めた事案。

(2) 秘密管理性に関する裁判所の判示事項

ア 秘密管理性を基礎づける事情

- 1) X は、ウラデンと称する顧客情報管理ソフトを導入しておりウラデンを起動させるために必要なパスワードは勤務年数の長いスタッフしか知らせていなかった。
- 2) 2 名のスタッフ以外のスタッフが使用する X 事務所 2 階に設置されているパソコンは、顧客情報のデータのコピー及びプリントアウトができない設定がされていた。
- 3) 顧客の住所、氏名が記載されるタックシールは、スタッフが使用するパソコンでは作成できず、特定

のスタッフだけが使用していたマスターパソコンで同人らだけが作成していた上、貼付前のタックシールについては、鍵付き引き出しのある棚で施錠した上で保管していた（鍵は一部のスタッフで保管しており、タックシールの枚数もノートに記載して保管していた）。

4) スタッフ及び占い師と契約を締結する際、顧客情報を外部に流出させるなどした場合には、高額な違約金を支払わせる内容の契約を締結していた（金50万円又は100万円）。

イ 管理の不備に関する事情

営業時間中は、ウラデンを起動させた状態にしており、スタッフが顧客情報を閲覧すること自体制限されていなかった。

ウ 裁判所が秘密管理性を肯定した理由

裁判所は、①イの事情が認められるとしてもアの1) 2)の事情からスタッフが顧客情報を持ち出すことが困難にする措置が講じられていたこと、②上記アの3) 4)の事情、及び③本件顧客情報にアクセスできるスタッフが6名程度であったというXの規模等に鑑みて、本件顧客情報の秘密管理性を認定した。

3 裁判例の分析

3. 1 会社内部の管理の不備

(1) 秘密表示の不存在

水門開閉装置減速装置事件の機械効率のデータや産業用ロボットシステム営業秘密事件のプライスリストのように、裁判所は、マル秘や社外秘等の直接的な表示がない場合でも、かかる事実のみから、当該情報が秘密であることにつき客観的に認識できるか否かを判断していない。

むしろ、裁判所は、かかる直接的な秘密の表示の有無ではなく、当該情報の媒体に関する対外的な取り扱い（水門開閉装置減速装置事件）や当該情報のアクセス制限や情報の性質等（産業用ロボットシステム営業秘密事件）から、当該情報が秘密として客観的に認識できるか否かにつき、実質的に吟味しているということが出来る。

(2) 社内におけるアクセス制限の欠如

ア 対外的流出防止措置

電話占い営業秘密事件においては、閲覧については従業員全員ができるアクセス制限がないのも関わらず、秘密管理性が肯定されている。

本件では、会社の規模が小さいことから業務の必要上アクセス制限そのものはできないとしても印刷やシールでの打ち出しを禁止し対外的に当該顧客情報が流出を防止する措置を講じることで、スタッフである占い師は、秘密として管理していたことを十分に認識可能であったと評価されたのである。

イ 対外的な開示制限

水門開閉装置減速装置事件における部品図及び出会い系サイト営業秘密事件の顧客データについても、社内においてはアクセス制限されていないと認定されながらもこれらの情報の秘密管理性が肯定されている。

前者については、顧客の求めがあっても当然には交付せず、設計課の責任者の了解を必要する取り扱いがなされており、かかる対外的な開示制限措置を講じることで部品図を秘密とする旨を社内的に認識させる措置をとっていたと認定されたものと考えられる。

また、後者については、従業員にIDとパスワードが与えられそれなしには会員のデータベースにアクセスできない措置が講じられていたことから、従業員以外の者に対しては、秘密とすることを認識しうるだけの措置がとられていたと認定されたものと考えられる。

したがって、双方いずれの裁判例も従業員全体が当該情報に対しアクセスすることができるものの、対外的なアクセス制限を講じることで、社内的（従業員）に対し当該情報が秘密であることを認識させる措置をとっていたと評価されたものと考えられる。

(3) 技術的管理の不徹底

産業用ロボットシステム営業秘密事件及び出会い系サイト営業秘密事件においては、アクセス制限のために設定されたパスワードやIDの管理が不十分である場合においても、かかる管理の不徹底の事情は、（会社の代表者らがそれを知りながら放置し、結果、原告らにおけるIDやパスワードが有名無実化していたというような特段の事情がない限り）秘密管理性を認定するのに妨げにならない旨の判断がなされている。

したがって、これらの裁判例では、IDやパスワードによる技術的なアクセス制限がなされている場合には、多少これらそのものに管理に不備がある場合でも、秘密管理性が欠如するまでは評価されなかったものと考えられる。

(4) 物理的管理の不徹底

PCプラント営業秘密事件においては、当該情報が

保管されている工場やその敷地内への侵入については、これを防御する措置が講じられていたものの、対象となる情報の媒体であるフロッピーが無施錠のロッカーに管理されている状態であった。また、当該情報にアクセスできる従業員の範囲も不明確であり、保存や持ち出しについても不十分な管理状況下にあったといえる。

にもかかわらず、裁判所が秘密管理性を肯定したのは、①従業員以外の者はそもそもアクセスすることができない状態にあったこと（従業員であっても現実には特定の関係者以外は、アクセスが制限される状況にあったこと）、及び②情報の性質上、従業員であれば、秘匿性が高い情報であることを認識しえたことに起因すると考えられる。

社内における物理的な管理が徹底されていない場合であっても対象となる情報の秘匿性の高さから秘密管理性が肯定される一例ということができる。

(5) 人的管理の不徹底

バック販売営業秘密控訴事件においては、元従業員が退職前に提出した誓約書の文言が不明確で秘密保持の対象となる情報（当社の秘密事項）がそれのみでは明らかとならなかった。

このような場合、秘密となるべき情報が（従業員にとって）客観的に認識できないことから、秘密管理性が否定される裁判例は多く、従来の裁判例の考え方に従えば、本件も秘密管理性欠如の認定がなされる可能性が高いものと思われる。

しかしながら、本件では、①従業員を引き抜いて独立する動きがあるとの報告を受けて誓約書を作成させたという経緯があること②誓約書の署名・押印時に例を挙げて営業秘密の流出を防ぐ必要がある旨の説明を行ったこと③本件営業情報は、それ自体競合会社に知られるとX社に多大の損害を与える可能性のある情報であったという事情が認められた。その結果、裁判所は、（誓約書の文言そのものでは秘密保持の対象は不明確であるものの）従業員において販売先業者名、販売業者の販売価額、仕入価額といった情報が秘密保持義務の課された情報であると当然に認識ないし認識しうるものと判断したのである。

したがって、本件は、秘密保持の対象不明確な誓約書（秘密保持契約）しか取り付けていない場合であっても、①誓約書の作成経緯②その際の説明、及び③情報そのもの秘匿性の高さから、秘密管理性を肯定し

る場合があることを示唆している。

3. 2 対外的な管理不備の瑕疵（秘密保持契約の対象が不明確であること）

水門開閉装置減速装置事件における部品図及び産業用ロボットシステム営業秘密事件の設計図は、秘密保持契約を締結しない状態で対外的に技術情報を提供したものの、秘密管理性が肯定されている。

双方の事例とも、外注先等が自社の納入した製品に使用された技術情報をむやみに他に開示したり、目的以外の用途にこれを用いてはならないという一種の黙示の合意を認定しているようにも思われる。

よって、秘密保持に関する契約が締結されていない場合であっても、当該情報の提供先が第三者への開示や目的外使用しないことが通常期待できる者であれば、上記黙示の合意が認定され、秘密管理性が維持される場合があるということが出来る。

また、後者については、従業員において、仕入先や得意先に対して求められる情報管理がその程度緩やかなものでよいと認識することになるとしても設計図等が営業秘密であって自己または第三者のために流用することが許されないという認識又は認識可能性は失われるものではないと判示している。この裁判例からも社内的に十分な管理がなされていると認められる場合には、対外的に（黙示も含む）秘密保持の合意が存在しない場合においても秘密管理性が肯定されうることを示唆していると考えられる。

4 まとめ（実務的対応）

本稿で紹介した6つの裁判例は、ともに営業秘密管理指針や過去の裁判例で肯定的に評価された管理方法の要素を全て充足しているか否か（逆に1つでも欠いているか否か）という形式的な判断を行っていない。

これらの裁判例は、（社外の者に対して一定のアクセス制限がなされているのであれば、あとは、）当該情報がこれを扱う従業員にとって秘密として客観的に認識しうるか否かという基準⁽⁶⁾をもって秘密管理性を判断しているということが出来る。

そして、上記3で見てきたとおり、いずれの裁判例についても、対象となる情報の管理状況全体を検討した上で利用者たる従業員にとって秘密として客観的に認識しうるか否かにつき踏み込んだ実質的な判断を行い秘密管理性の認定を行っているのである。

すなわち、本稿で扱った裁判例は、3で分析したように、①秘密の表示がない場合やパスワード・IDの管理が多少不十分な点があっても、従業員にとって秘密であると認識できないものか②従業員全てがアクセスできる場合は、他の措置（ID、パスワードの設定、対外的な措置）が講じられていても、当該情報につき利用者たる従業員にとって秘密と認識できないものか③秘密保持契約が締結されていない場合やその対象となる秘密が不明確であるときに、いかなる事情があっても従業員は秘密として認識できないものか、という点を実質的に踏み込んで判断しているのである。

この点、日常から企業情報の漏洩を防止し、将来対象となる情報が漏洩した場合であっても、秘密管理性が肯定されるためには、営業秘密管理指針で示された具体的な管理方法をできる限り多く実施することが望ましいことは、多言を要しない。

一方で、クライアントにおいて、業務の効率性から管理方法の一部が実施できない場合であっても、従業員にとって客観的に秘密と認識しうる他の措置が講じることができるのであればかかる代替措置を実施するよう助言すべきものと思われる。

例えば、従業員全員のアクセスを認めざるを得ない企業情報については、その対象が明確になる秘密保持契約を利用者たる従業員と締結したり、また、対外的な持ち出しを禁止し、開示する場合には責任者の決裁手続を要求したりすることなどが考えられる。

また、企業情報が漏洩し、管理の一部に不十分な点が認められる場合においても簡単に不正競争防止法の適用を断念することなく、(社内・社外を含めた)管理全般につき検討し、情報の秘匿性及び従業員の地位につきクライアントから事情を聴取し、利用者たる従業員において秘密として認識しうる事情があるか拾い上げ、不正競争防止法による救済の余地があるか検討すべきであると考えられる。

注記

(1)平成22年1月末現在において、経済産業政策局知的財産制作室によれば、営業秘密に関する裁判例のうち、秘密管理性について判断していると考えられるものは、81件あり、その中において秘密管理性を肯定したのは23件であるとのことである（経済産業省「営業秘密管理指針」28頁）。

(2)東京地裁平成16年4月13日判決（判例時報1862号

168頁及び判例タイムズ1176号295頁参照）。元原告会社の従業員又はアルバイトであった被告が、原告会社を退職した後、競業他社を設立し、競業を開始し、在職中に得た情報を使用したことが問題になった事案である原告会社では、顧客リスト、アルバイト員リスト、登録表等は、パソコンに保存されていたほか、印刷物が鍵のかからない引き出しに入れられており、従業員が在職中に上記パソコンのデータをコピーするとともに印刷物を持ち出すことが許されていたため、秘密管理性が問題となった。

(3)大阪高裁平成17年6月21日判決（最高裁HP）。控訴人会社が、以前同社に勤務していた元取締役ら及び同人が設立した競業会社である控訴人会社に対し、高周波電源装置の図面の開示や使用の差し止め等を求めた事案である取締役及び従業員には秘密保持義務が課されており、キャビネットには持ち出し禁止の貼り紙があったものの、キャビネット自体に施錠がなく秘密の表示もなかったことから、秘密管理性の有無が問題となった。

(4)秘密管理性が肯定されたものの、本稿では扱っていない裁判例として①秘密管理性が争点とならなかった裁判例（東京地裁平成21年10月30日判決及び東京地裁平成23年2月3日判決）②裁判所が管理の不備の要素を全く認定していない裁判例（派遣会社営業秘密事件・平成22年3月4日東京地裁判決）③特定の部署（工場）の特定の従業員（診断薬研究者）以外のアクセスが制限されていると認定した裁判例（平成22年4月28日東京地裁）などがある。なお、本稿で扱っている裁判例のうち、秘密管理性が肯定された企業情報のみ紹介しており、同裁判例の中でも秘密管理性が否定された企業情報については、紙面の関係で紹介していない。

(5)X作成に係る顧客名簿（顧客の電話番号、氏名、フリガナ、住所等の情報）及び当該顧客名簿を元に封筒に貼付するタックシールに印字された顧客情報。

(6)いわゆる相対的な基準である（津幡笑著・知的財産法政策研究Vol.14（2007）191頁「営業秘密における秘密管理性要件」参照。）情報の利用者にとって秘密であると認識可能であるか否かを基準として相対的に判断する立場である。これに対して、厳重に秘密が管理されていればいるほど、秘密の漏知行為の数も減り裁判所をわずらせることもなくなるという事前の紛争予防機能を重視すれば、高度な（物理的）秘密管理が要求されることになる（絶対的な基準）。

（原稿受領2011.3.12）